

藤沢市国民保護計画の変更について

1 趣旨

本市では、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づいて、平成19年1月に、藤沢市の国民の保護に関する計画（藤沢市国民保護計画。以下「本計画」という。）を策定し、これまで、過去3回に渡り修正を行ってまいりました。この度、平成29年12月、国の「国民の保護に関する基本指針」の変更を受け、平成30年11月に、神奈川県では「神奈川県国民保護計画」を変更しております。

今回変更する本計画につきましては、国の「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い必要となる部分の修正を行い、加えて、市で実施した国民保護に関連した訓練の検証等を踏まえ、市の国民保護措置の実施体制等を整理し修正を図るものです。

2 主な変更内容

- (1) 「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う修正
 - ア 訓練手法の具体化
 - イ 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発の具体化
- (2) 市における国民保護計画の整理
 - ア 安否情報の収集・提供に関する対応の整理
 - イ 緊急処理事態における対応の整理
- (3) その他
 - ア 用語の整理
 - イ 関係機関の名称変更等

3 これまでの経過と今後の予定

(1) これまでの経過

令和元年7月	素案の完成・庁内各課へ意見照会
令和元年8月	素案の修正
令和元年11月中旬	各指揮本部での国民保護訓練の実施及び検証
令和元年11月下旬	検証結果を踏まえた素案の修正
令和元年12月10日	神奈川県との事前協議開始
令和2年1月9日	神奈川県との事前協議終了
令和2年1月22日	藤沢市国民保護協議会において変更案を承認

(2) 今後の予定

令和2年3月 神奈川県知事に協議後、本計画の変更を決定
令和2年4月 変更後の本計画について、市議会に報告（資料提供）
関係機関に配布、ホームページ等により公表

以 上

【参 考】

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
抜 粋

（市町村長の国民の保護に関する計画）

第35条 市町村長は、都道府県の国民保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

5 市町村長は、その国民保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

6 市町村長は、その国民保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

（事務担当 防災安全部 危機管理課）